

	67 68 69 169	252,700 254,100	284,300 285,800	325,500 326,800	352,600 353,800			67 68 69 169	252,400 253,900	284,300 285,800	325,500 326,800	352,600 353,800	
略													

備考 略

備考 略

## 第二条（佐賀県職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

		改	正	後			改	正	前		
		(勤勉手当)				(勤勉手当)					
		第十七条の四 略				第十七条の四 略					
2	特定任期付職員に対する県職員給与条	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。		
2	第八条 略	一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五（特定幹部職員につては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額	一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十七・五（特定幹部職員につては、百分の九十一・五）を乗じて得た額の総額								
2	第八条 略	(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)	(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)	旧対照表	旧対照表						

例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは、「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）」。

第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十一」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは、「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）」。

七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。）に対する県職員給与条例第十七条第二項第一号及び学校職員給与条例第二十一条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十五」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは、「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）」。

七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十一」とする。

第八条の二 第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。）に対する県職員給与条例第十二条第二項第一号及び学校職員給与条例第二十一条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十七・五」とする。

例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは、「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）」。

第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十一」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは、「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）」。

七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職あるいは職員」とあるのは「職あるいは職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十一」とする。

第八条の二 第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。）に対する県職員給与条例第十二条第二項第一号及び学校職員給与条例第二十一条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十七・五」とする。

除く。）に対する県職員給与条例第十七条第二十二条第二項第一号及び学校職員給与条例第二十二条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十七・五」とする。

第四条（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
第五条 略 (給与に関する特例)		
2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。		

	改 正 後	改 正 前
第五条 略 (給与に関する特例)		
2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。		

号 給	給料月額 (円)
一 略	三三〇、〇〇〇

号 給	給料月額 (円)
一 略	三三九、〇〇〇

3~6 略

3~6 略

(佐賀県職員給与条例の適用除外)

(佐賀県職員給与条例の適用除外)

第二十三条を次のように改める。

### 第二十三条 削除

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあらわれるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)」

第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の第三第一項中「職にある職員」とあるの

は「職にある職員(任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」とする。

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあらわれるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)」

第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の第三第一項中「職にある職員」とあるの

は「職にある職員(任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とする。

第二十五条第一項中「勤務し」を「勤務する獣医師その他の人事委員会規則で定める職員が」に、「に従事した獣医師その他人事委員会規則で定める職員」を「のうち、直接獣畜に接して行う業務又は検査の業務に従事した場合」に改め、同条第二項中「勤務一月につき一万七千六百円」を「業務に従事した日一日につき八百五十円(獣医師が牛海綿状脳症の検査に伴う延髄の採取業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、当該額に七百円以内の額を加算した額)」に改める。

第三十二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十七号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前項第四号から第十一号まで」を「前項第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前項第十二号」を「前項第十号」に、「二千五百円」を「三千二百円」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前項第十三号及び第十四号」を「前項第十一号及び第十二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前項第十五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「前項第十六号及び第十七号」を「前項第十四号及び第十五号」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「前項第六号」を「前項第五号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 参考資料

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和四十一年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条第一項中「保健師」を「保健師その他の職員」に改める。

### ●佐賀県条例第六十号

佐賀県知事 古川康

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

### 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 参考資料

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(特殊勤務手当の種類)	改 正 後	改 正 前
(特殊勤務手当の種類)		



●佐賀県条例第六十一号

佐賀県森林環境税条例

佐賀県知事 古川 康

(趣旨)

**第一条** この条例は、水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

**第二条** 平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十五条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

**第三条** 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額を加算した額とする。

法人等の区分	加算額
一 地方税法第二十三条第一項第四号の五に規定する 資本金等の額（次号から第四号までにおいて「資本 金等の額」という。）が五十億円を超える法人（保 険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会 社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しな 年額 四万円	

いもの及び法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。)

二 資本金等の額が十億円を超え五十億円以下である法人	年額 二万七千円
三 資本金等の額が一億円を超え十億円以下である法人	年額 六千五百円
四 資本金等の額が千万円を超え一億円以下である法人	年額 二千五百円
五 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 二千五百円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「佐賀県森林環境税条例（平成十九年佐賀県条例第六十一号）第三条第一項」とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第六十二号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

**第一条** 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例（平成十九年佐賀県条例第一号）の一部を次のように改正する。

